

一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会 オンライン研修受講者利用規程

一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会(以下「当法人」という。)が配信するオンラインによる研修(以下「本研修」)の利用について定める。

第1条(本研修の利用申込及び受講料の支払い)

- 1 申込者(当法人指定の方法で本規程に同意し、本研修に申込みを行った者をいう。)は、当法人所定の方法に従い受講手続きを行うものとする。
- 2 受講料(本研修を利用するために申込者が支払う、本研修に係る対価をいう。)は、前項の受講手続き後、指定する期限及び金額を指定の方法により支払うものとする。支払いに伴う手数料は申込者の負担とする。

第2条(本研修利用のための視聴環境等)

本研修を受講するにあたり、必要な視聴環境(パソコン等のハードウェア、ブラウザ等のソフトウェア、通信環境等)は、受講者(本研修の受講が決定された者であり、かつ有料研修の場合は受講料を期限までに支払った者をいう。)の負担及び責任において準備及び維持するものとする。

第3条(ログイン用ID及びパスワードの管理)

- 1 当法人は、各受講者に1人分のログイン用ID及びパスワードを本研修開催の前日までに発行する。
- 2 受講者は、ログイン用ID及びパスワードを用いることによつてのみ本研修を利用できるものとする。
- 3 受講者は、ログイン用ID及びパスワードが第三者に漏洩しないよう管理し、ログイン用ID及びパスワードが第三者に漏洩してしまった場合は、直ちにその旨を当法人に連絡するものとする。

第4条(権利・帰属・著作権)

- 1 当法人が本研修で提供する研修内容に対する著作権は、当法人または正当な権利を有する権利者(講師)に帰属され、受講者による次の各号の行為を禁止する。
 - (1) 本研修で提供される研修内容の一部又は全部を当法人に無断で録画・転載する行為
 - (2) 本研修で提供される研修内容の一部又は全部を当法人に無断で改変、若しくは要約して印刷物若しくは電子媒体に掲載する行為
 - (3) その他当法人に帰属する著作権を侵害する行為
 - (4) 本研修で当法人が発行したログイン用ID及びパスワードを貸与、名義変更、譲渡、売買等する行為
- 2 受講者による前項各号のいずれかに該当する行為があった場合、当法人は、受講者に対し、本研修の利用を停止する。

第5条(利用の停止等)

- 1 受講者が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当法人は、事前に通知又は催告することなく、当該受講者による本研修の利用を一時的に停止し、または全停止することができる。
 - (1) 本規程のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 当法人に提供した申込みの記載事項の全部、又は一部につき虚偽があった場合
 - (3) その他、当法人が受講者による本研修の利用継続が適当でないと判断した場合

- 2 当法人は、前項に基づき当法人が行った行為により受講者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

第6条(免責事項)

- 1 当法人は、本研修の利用により発生した受講者の損害について、一切賠償の責任を負わないものとする。
- 2 受講者が、本研修を利用することにより他人に対して損害を与えた場合、自己の責任により解決するものとする。
- 3 当法人は、受講者の通信回線、コンピューターの障害による本システムの中断、遅滞および中止等により生じた障害について、一切の責任を負わないものとする。

第7条(本研修の内容の変更、終了)

当法人は、当法人の都合により、本研修の内容を変更し、または提供を終了することがある。当法人が本研修の提供を終了する場合、当法人は受講者に事前に通知する。

第8条(禁止事項)

受講者は、本研修の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を禁止する。

- (1) 法令に違反する行為、または犯罪行為に関連する行為
- (2) 当法人及び本研修の講師その他関係者に対する詐欺又は脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 当法人及び本研修の講師その他関係者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (5) 本研修の運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 当法人のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- (7) 第三者に成りすます行為
- (8) 本研修の他の受講者の ID またはパスワードを利用する行為
- (9) 本研修の他の受講者の情報の収集
- (10) 当法人及び本研修の講師その他関係者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (11) 反社会的勢力等への利益供与
- (12) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、または容易にする行為
- (13) 当法人の許可なく、勝手に退席する行為
- (14) その他、当法人が不適切と判断する行為

第9条(受講者により受講の解除)

受講者は、受講者自身の都合等により、受講を解除又は中途解除することはできない。本研修を受講者自身の都合で視聴しなかった場合、受講料は返金しない。

第10条(規格外の定め)

この利用規程に定めのない事項については、民法等の法令によるほか、受講者と当法人との間で誠意を持って協議し、解決するものとする。

(令和2年8月 制定)